

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	修理仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	調達品目表のとおり		仕様書番号
品名 又は 件名	天井走行クレーン		3補LPS-KG58001-13
	-----		大承臣認 令和年月日
	検査		作成 平成20年11月27日
	-----		改正 令和3年12月14日
	-----		令和4年7月5日
		作成部隊等名	第3補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、天井走行クレーンの検査について規定する。

1.2 対象品及び数量

対象品及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

1.3.1

官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

3補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

b) 法令等

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

品 名	天井走行クレーン 検査
-----	-------------

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

c) その他

J. T. O. 35D4-2-11 天井走行クレーンの取扱い及び点検整備

2 役務に関する要求

2.1 現地部隊

現地部隊は、表1に示す部隊のうち調達要領指定書による。

2.2 作業内容

2.2.1 受入れ

受入れは、3補LPS-E00001の2.3による。

2.2.2 性能検査

性能検査は、J. T. O. 35D4-2-11 の第III節3-3(4)の内容とし、第I節1-3(9)の関連法規に基づき、表1に示す現地部隊において実施する。

2.2.3 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 品質保証

品質保証は、3補LPS-E00001の箇条6による。

4 その他の指示

その他の指示は、3補LPS-E00001の1.5、1.6、箇条7、9.2及び箇条10によるほか、次による。

- a) 提出書類 契約の相手方は、J. T. O. 35D4-2-11 の第IV節4-1(3)の性能検査記録表を現地部隊及び第3補給処資材計画部長（資材計画課長気付）に各1部提出する。
- b) 図書の貸与 契約の相手方は、必要に応じてJ. T. O. 35D4-2-11 の貸与を受ける。
- c) 不具合発生時の処置 契約の相手方は、性能検査実施時に不具合が発生した場合は、不具合内容を記載した書類を現地部隊の監督官の確認を得た後、分支担官に1部提出する。
- d) 立入制限場所への立入 契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

表 1－現地部隊

番号	部隊	基地	立入申請の有無
1	第 1 航空団	浜松基地	無
2	航空救難団整備群	小牧基地	無
3	第 3 輸送航空隊	美保基地	無
4	第 1 3 飛行教育団	芦屋基地	無
5	飛行開発実験団	岐阜基地	有 ^{a)}
6	第 9 航空団	那覇基地	有 ^{a)}

注^{a)} 4 d)に基づき実施する。